

## 第一百五十四回

## 参議院財政金融委員会議録第十四号

平成十四年四月二十五日(木曜日)

午前十時開会

## 委員の異動

四月十八日

辞任

佐藤 雄平君

補欠選任 櫻井 充君

四月十九日

辞任

有村 治子君

補欠選任 金田 勝年君

四月二十日

辞任

山下 滋宣君

補欠選任 鴻池 祥肇君

四月二十三日

辞任

三浦 一水君

補欠選任 青木 幹雄君

四月二十四日

辞任

青木 駿介君

補欠選任 山下 英利君

四月二十六日

辞任

鴻池 祥肇君

補欠選任 平野 達男君

四月二十七日

辞任

鴻池 祥肇君

補欠選任 加治屋義人君

四月二十八日

辞任

平野 達男君

補欠選任 広野ただし君

四月二十九日

辞任

林 芳正君

補欠選任 山下八洲夫君

四月三十日

辞任

山本 保君

補欠選任 上杉 光弘君

四月三十一日

辞任

金田 勝年君

補欠選任 尾辻 秀久君

四月一日

辞任

加治屋義人君

補欠選任 金田 勝年君

出席者は左のとおり。

委員長

佐藤 雄平君

補欠選任 有村 治子君

理事

齊藤 滋宣君

補欠選任 山下 滋宣君

委員

林 芳正君

補欠選任 三浦 一水君

佐藤 雄平君

補欠選任 青木 幹雄君

補欠選任 山下 英利君

佐藤 雄平君

補欠選任 平野 達男君

補欠選任 広野ただし君

佐藤 雄平君

補欠選任 林 芳正君

補欠選任 山本 保君

佐藤 雄平君

補欠選任 上杉 光弘君

補欠選任 尾辻 秀久君

佐藤 雄平君

補欠選任 金田 勝年君

補欠選任 尾辻 秀久君

佐藤 雄平君

補欠選任 齊藤 滋宣君

補欠選任 山下 滋宣君

佐藤 雄平君

補欠選任 佐藤 雄平君

補欠選任 佐藤 雄平君

参考人

日本銀行発券局

秋山

勝貞君

野鎮治君を政府参考人として出席を認め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 雄平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤 雄平君) 次に、参考人の出席要件に関する件についてお諮りいたします。

○独立行政法人造幣局法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人造幣局法案(内閣提出、衆議院送付)

○貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤 雄平君) ただいまから財政金融

○委員長(佐藤 雄平君) 委員会を開会いたします。

○委員長(佐藤 雄平君) まず、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(佐藤 雄平君) 去る十八日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(佐藤 雄平君) また、去る十九日、有村治子さん及び斎藤滋宣

○委員長(佐藤 雄平君) 君が委員を辞任され、その補欠として金田勝年君及び鴻池祥肇君が選任されました。

○委員長(佐藤 雄平君) また、昨二十四日、鴻池祥肇君及び平野達男君が委員を辞任され、その補欠として加治屋義人君及び広野ただし君が選任されました。

○委員長(佐藤 雄平君) 三案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○委員長(佐藤 雄平君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 五十分間という時間でござります

が、前半、この独立行政法人問題についての質疑を中心にながら、また後半では、最近の減税論議などについて是非質問していただきたいと思っております。

○副大臣(尾辻秀久君) そこで、最初に、独立行政法人化してこの二つの機関、どんなメリットが出るんだろうか、これについてまずお伺いしたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) どういうメリットがあるかという御質問でございます。

○副大臣(尾辻秀久君) まず一番目に、今度は独立行政法人化いたしま

中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	
池田 幸之助君	
大門 実紀史君	
広野 ただし君	
大渕 絹子君	
椎名 素夫君	
中島 啓雄君	参考人
溝手 顯正君	日本銀行発券局
山下 英利君	秋山 勝貞君
大塚 耕平君	
勝木 健司君	
櫻井 充君	
峰崎 直樹君	
浜田 卓二郎君	

すと中期目標を定めなきゃいけないということになつています。こうした達成すべき目標をより明確に財務大臣より指示ができるというようなことが第一点に挙げられます。また、次に二点目でございますが、自主的な経営判断に基づき、機動的かつ中期的な業務運営を行うことが可能になる、こういうことがあります。それから三点目とし、第三者機関による評価の対象になる。したがいまして、例えば業績不振などの場合には役員の解任事由となり得る、こういうことがござります。

したがいまして、申し上げますと、透明性の向上を通じて更なる業務の効率性、質の向上に資する、これがメリットだと考えております。

○峰崎直樹君 しかし、中期目標を設定するとか、それが何かメリットになると私は到底思えないのですが、しかも、ずっとこれ懇談会の、造幣局とかあるいは印刷局の懇談会で、独立行政法人化を持っていくこの資料を読んでみても、何でこれをわざわざ独立行政法人にしなきゃいかぬかなと。そのまま読んでいくと、自由が与えられているようでいて、これは国家公務員型ですわね。しかも、中期目標を与えるといいながらも独立的に仕事を与えて、しかも職員の皆さん方の給与は自由ですよと言うけれども、じゃ、本当に自由になるかといつても、これは監査、いわゆる独立行政委員会の評議委員会にかけなきゃいかぬとか、非常にある意味ではもうがんじがらめにされていて、とても何か独立行政法人化をして効率化だとか透明化だとか、どうも余り私はメリットがないんじゃないのかなというふうに思う。むしろ、これだったら、国営のままやつた方がより性格がはつきりしていいのではないかといふうに個人的には思っておりますが、まあ、しかし今更それを国営、一回こういう方向でやろうということでございますから、その五年間の中期目標の結果を見なきゃいけないと思っておりますが。

そこで、ちょっと細かいところをお聞きしたい

と思いますが、イギリスでは造幣局だけがエージェンシー化しているわけです。ところが、銀行券製造部門は中央銀行の印刷部門になっているわけですね。日本は両方ともエージェンシーにします。したがつて、「これをどうするか」ということになります。したがつて、「これをどうするか」ということになりますけれども、今御指摘ございました宿舎や工場等の不動産につきましては、他の独法と同様に、これに相当する金額を政府が独法に対し出資した、こういうふうにいたすことといたしております。

○副大臣(尾辻秀久君) イギリスの場合には、銀行券は当然イギリスの中央銀行が発行いたしております。そしてまた、印刷もその中央銀行の印刷部門がいたしておるわけでございます。したがいまして、中央銀行は当然政府の機関の一部じゃありませんから、政府の機関の一部が印刷しているわけではない。したがつて、イギリスの場合には政府の機関の一部を全部エージェンシー化しておられますので、したがつてそこの部分はエージェンシーにはならなかつた。そこが日本との違いだと、こういうふうに理解いたしております。

○峰崎直樹君 もう少しイギリスとの対比で、今度のこの両法人のいわゆる国家公務員の宿舎法の適用除外ということが出されているわけですね。イギリスのエージェンシーは、その財産そのものは実は国有財産としている。今度これは、財産は全部これエージェンシーの方に無償で移ることになつていますね。そういう意味で、本家本元といいますか、元々エージェンシーというのは日本の公益法人とかそういうのをまねしたんじゃないかなといふうに言われているようなことも聞いたことがあります。

○峰崎直樹君 そこで、一番重要なのは監査の問題だと思いますが、この独立行政法人化をして、この監査がもう二重に三重になつていているんですけども、そこでまず、会計検査院、おいでいただいていると思いますが、会計検査院の監査というのは、これはどうなるんでしようか。

○説明員(石野泰世君) 独立行政法人であると否とを問わず、国が資本金の二分の一以上を出資する法人でありますと、会計検査院法第二十二条第五号の規定によりまして会計検査院の検査を必要とするという法人になります。

今回、御審議の対象となつております造幣局及び印刷局関係の独立行政法人につきまして、法律案によれば両法人とも国の全額出資法人というふうになるというふうに承知しておりますので、この場合には、今申しました国の二分の一以上出資法人ということとして会計検査院が検査しなけ

ど、國から運営費交付金等を受領いたしません

で、独立採算制を基本として運営されるわけであ

ります。したがつて、「これをどうするか」というこ

とでありますけれども、今御指摘ございました宿

舎や工場等の不動産につきましては、他の独法と

同様に、これに相当する金額を政府が独法に対し

て出資した、こういうふうにいたすことといたし

ております。

したがいまして、正確に表現いたしますと、出

資ということでございますので、そのように御理

解いただきたいと存じます。

○峰崎直樹君 出資だという理解ですか、分かりました。この点はまた、先ほどちょっと述べたイギリスの場合はこれは国有財産ということで、財産の異動は日本のはそれを異動させて無償で渡して、それは出資だと、こういう理解ですか。そうすると、当然のことながらこれは資本といふうに言えます。しかし、貸借対照表では資本の部に計上されると、こういう理解ですか。

○副大臣(尾辻秀久君) そのとおりであります。

○峰崎直樹君 そこで、一番重要なのは監査の問題だと思いますが、この独立行政法人化をして、この監査がもう二重に三重になつてているんですけども、そこでまず、会計検査院、おいでいただいていると思いますが、会計検査院の監査というのは、これはどうなるんでしようか。

○副大臣(若松謙雄君) まず、監査の意味でござりますが、御存じのように一般的には内部監査と外部監査とかあるわけであります。恐らく委員の御質問のいわゆる独立行政法人通則法からのいわゆる外部のチェックということでは、今、委員が御指摘されたような形があるわけですが、正規に申し上げますと三点ございまして、まず外部監事という、これは一人以上の任命が義務化されであります。それ以外には、各府省、この二つの独立行政法人で、いわゆる財務省による独立行政法人評議委員会、これによるいわゆる行政法人評議委員会、識者からのチェック、そして三つ目がいわゆる外部監査、会計監査人、これは一定規模以上の法人以上、こういったところに對してのいわゆる監査のチェックが仕組みとしてござります。

そして、国会に対する、国会からのチェックであります。明文の規定上では国会に対する直接報告にはなつておりますが、いざれにしてもこの決算、独立行政法人の決算というのは公表されるものであります。明文の規定上では国会に対する直接報告にはなつておりますが、いざれにしてもこの決算、独立行政法人の決算というのは公表されるものであります。

クしていただけるかというのは、御存じのように

理解を

して

いるところであります。

○峰崎直樹君 そういうことで、あとは国会でどのようにチェックしていただけるかというのは、御存じのように

理解を

して

いるところです。

○副大臣(尾辻秀久君) これはもう申し上げるま

でもありませんが、独立行政法人化いたします

と、國から運営費交付金等を受領いたしません

で、独立採算制を基本として運営されるわけであ

ります。したがつて、「これをどうするか」というこ

とでありますけれども、今御指摘ございました宿

舎や工場等の不動産につきましては、他の独法と

同様に、これに相当する金額を政府が独法に対し

て出資した、こういうふうにいたすことといたし

ております。

したがいまして、正確に表現いたしますと、出

資ということでござりますので、そのように御理

解いただきたいと存じます。

○峰崎直樹君 出資だという理解ですか、分かりました。この点はまた、先ほどちょっと述べたイギリスの場合はこれは国有財産ということで、財産の異動は日本のはそれを異動させて無償で渡して、それは出資だと、こういう理解ですか。そうすると、当然のことながらこれは資本といふうに言えます。しかし、貸借対照表では資本の部に計上されると、こういう理解ですか。

○副大臣(若松謙雄君) まず、監査の意味でござりますが、御存じのように一般的には内部監査と

外部監査とかあるわけであります。恐らく委員の御質問のいわゆる独立行政法人通則法からの

外部監査とかあるわけであります。恐らく委員が御指摘されたような形があるわけですが、正規に申し上げますと三点ございまして、まず外部

監事という、これは一人以上の任命が義務化されであります。それ以外には、各府省、この二つの独立行政法人で、いわゆる財務省による独立

行政法人評議委員会、これによるいわゆる行政

法人評議委員会、識者からのチェック、そして三つ目がいわゆる外

部監査、会計監査人、これは一定規模以上の法人

以上、こういったところに對してのいわゆる監査

のチェックが仕組みとしてござります。

そして、国会に対する、国会からのチェックで

あります。明文の規定上では国会に対する直接

報告にはなつておりますが、いざれにしてもこ

の決算、独立行政法人の決算というのは公表され

るものであります。

明文の規定上では国会に対する直接

報告にはなつておりますが、いざれにしてもこ

の決算、独立行政法人の決算というのは公表され

るものであります。

クしていただけるかというのは、御存じのように

理解を

して

いるところです。

○副大臣(若松謙雄君) これはもう申し上げるま

でもありませんが、独立行政法人化いたします

と、國から運営費交付金等を受領いたしません

で、独立採算制を基本として運営されるわけであ

ります。したがつて、「これをどうするか」というこ

とでありますけれども、今御指摘ございました宿

舎や工場等の不動産につきましては、他の独法と

同様に、これに相当する金額を政府が独法に対し

て出資した、こういうふうにいたすことといたし

ております。

したがいまして、正確に表現いたしますと、出

資ということでござりますので、そのように御理

解いただきたいと存じます。

ます。

○峰崎直樹君 そうすると、国会が、独立行政法人のどんな仕事ぶりをしているんだろうか、どんな営業成績なんだろかと、こういうことを知るためには、ある意味では、財務大臣の方からなるんでしようか、あるいは独立行政法人の長からいるんでしょうか、いずれにしても報告の義務というものがないと、いやもう一般的に情報公開の時代だからオープンにしていますよと、こう言うだけではなく私どもはちょっと、今までは国会の場で造幣局やあるいは印刷局も含めて財務省の予算を審議していたわけですから、何か

一步後退をしてしまったんではないかな。つまり、外部監査に入るとはいながらも、どうもやはり国会における民主的コントロールといいますか、そういう観点からするとやはり、これは財務省にお聞きした方がいいんでしょうか、財務大臣にお聞きした方がいいんでしょうか、やっぱり一年たつたら当然財務大臣に報告しなきゃいけませんね、この一年目の結果というものを。そうすると、その段階において国会の方にも実はこういう報告が上がってきてているという資料なども上げていただかない、我々いつの間にか見過ごす。

○副大臣(尾辻秀久君) 先ほども申し上げましたけれども、中期目標を定めます。この終了時には事業報告書等を作成、そして公表することといたしております。したがいまして、中期目標期間終了時にまず事業報告書等を作成、公表と、ここで公表を一つさせていただきます。それから、企業会計原則を基本にいたしておりますので、財務諸表を作成いたします。そして、これも公認会計士の監査を経た上で公表すると、こういうふうにいたしております。それから、評価結果も公表いたしますので、こ

のように幾つかのものはきちっと公表されます

で、そのように御理解をいただきたいと存じます。

○峰崎直樹君

いや、私が聞いているのは、毎年

のところへ行くわけでしょう。

○峰崎直樹君

では公表して、公表というか、この場に報告をして、そして、例えばもう酒類の研究所は始まっているわけです。そうすると、酒類研究所は一年たつてどういう実績が上がっているのかというようなことをこの場で報告をするということがやっぽりあっていいんじゃないかというふうに思って私は言っているわけで、その点はどうかな

というふうに思って私は言っているわけです。そうしたら、それを私はやはり国会の場でもある意味では公表して、公表というか、この場に報告をして、そして、例えまでもう酒類の研究所は始まっているわけです。そうすると、酒類研究所は一年たつてどういう実績が上がっているのかというようなことをこの場で報告をするということがやっぽりあっていいんじゃないかというふうに思って私は言っているわけで、その点はどうかな

というふうに思って私は言っているわけです。

○副大臣(尾辻秀久君) まず、先ほどの中期目標のところ力を入れましたので誤解をいたいたい

かなどと思ふんですけれども、今申し上げました財務諸表、それから評価結果、この公表は、単年度のものでございますから毎年公表をいたします。

したがいまして、そうしたものでござらんいただ

いて主務大臣や法人の長に対し委員会で御説明をお求めいただければ、御審議をいただくことは

当然可能になる、このように考えます。

○峰崎直樹君 いや、一般的にもちろん質問する

のは構わないんですが、どういう結果でしたとい

う報告はある意味では、これは別に決められては

いないけれども、私は、やっぱり国会における民

主的なコントロールというか、審査というの

我々は国民から負託された非常に重要な課題だと

思っているのですから、そこは慣例でも構いま

せんから、是非そういうことを進めていただきた

いなと思います。その点は要望しておきます。

そこで、あと二点ほど質問したいわけでありま

すが、最近、通貨の偽造事件が頻発をしているわ

けです。これは、造幣局、印刷局は、独立法人化

することによって通貨に対する信頼というのが損なわれ

ることはないのだろうな。これは一番重要な肝心

な点だと思いますので、是非、財務省としてのあ

る意味ではきちんととした回答をいただきたいな

と思います。

○副大臣(尾辻秀久君)

御指摘のところは最初か

ら懸念のあったところでございます。

この独立行政法人化においても、まず財務

大臣は通貨に対する信頼の維持に責任を負ってお

ります。これは大前提でございます。したがいま

し、偽造防止技術に関するもの等、通貨制度の

安定に重大な影響を与えるおそれがある契約を締

結する場合には承認を行うとか、とにかく財務大

臣が責任を負っておりまし、また一方、その職

員も、国家公務員としての国家公務員法上の守秘

義務を課すこといたしておりますなど、秘密の

漏えい防止にはその措置を講じておるところでござります。

したがいまして、今御指摘の御懸念のないよう

に引き続き通貨に対する信頼は維持されるもの

と私どもは考えております。

○峰崎直樹君 次に、通貨の製造業務の特殊性と

いう問題があると思いますね。いわゆる通貨の確

実な製造と偽造防止技術の維持向上といったもの

の必要性があるわけですから、そういう特殊

性を踏まえると、貨幣 日銀券の製造というの

は、これまでどおり独立行政法人造幣局・国立印

刷局においてその製造を担うべきであるというふ

うに我々も考えるわけですから、独立行政法

人化後に、これらを、五年たつたと、いやこれは

もう民間でやった方がいいぞというようなことは

あり得るんだろうかな私は、世界を見渡しても

多分そのところはないんだろうなと。

私は、それがゆえに、何も独立行政法人化まで

するところもないんじゃないかなというふうに思って

いるところもあるんですけども、その点は念の

ために確認をしておきたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 今、特殊性という表現を

されました。

そのところを少し具体的に申しますと、まず

一つは、安定的、確実な製造能力を持つておると

いうことだらうと思います。それからまた次に、

高度な偽造防止技術を持つておるということ、そ

れから、先ほどもお答えの中でお答えいたけ

れば、国家公務員法上の守秘義務等により偽造

防止技術に係る秘密の保護が図られること、こう

いったようなことがあると思いますので、こうし

た条件を満たすものとしてはもうこの両法人しか

ない、したがって今お話しのように、民間に任せ

ることはあり得ない、こういうふうに考えております。

○副大臣(尾辻秀久君)

御指摘のところは最初か

ら懸念のあったところでございます。

この独立行政法人化においても、まず財務

大臣は通貨に対する信頼の維持に責任を負ってお

ります。これは大前提でございます。したがいま

し、偽造防止技術に関するもの等、通貨制度の

安定に重大な影響を与えるおそれがある契約を締

結する場合には承認を行うとか、とにかく財務大

臣が責任を負っておりまし、また一方、その職

員も、国家公務員としての国家公務員法上の守秘

義務を課すこといたしておられますなど、秘密の

漏えい防止にはその措置を講じておるところでござります。

したがいまして、今御指摘の御懸念のないよう

に引き続き通貨に対する信頼は維持されるもの

と私どもは考えております。

○峰崎直樹君 次に、通貨の製造業務の特殊性と

いう問題があると思いますね。いわゆる通貨の確

実な製造と偽造防止技術の維持向上といったもの

の必要性があるわけですから、そういう特殊

性を踏まえると、貨幣 日銀券の製造というの

は、これまでどおり独立行政法人造幣局・国立印

刷局においてその製造を担うべきであるというふ

うに我々も考えるわけですから、独立行政法

人化後に、これらを、五年たつたと、いやこれは

もう民間でやった方がいいぞというようなことは

あり得るんだろうかな私は、世界を見渡しても

多分そのところはないんだろうなと。

私は、それがゆえに、何も独立行政法人化まで

するところもないんじゃないかなというふうに思って

いるところもあるんですけども、その点は念の

ために確認をしておきたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人

で独占することといたしております。

○峰崎直樹君 あるとすれば、そういうものを

独占的にやらせるということであれば、これは法

律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと

思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおりに、貨

そこで、ちょっとつまらない、読んでいて、もう初步的な質問なんですけれども、貨幣という言葉が出たり通貨という言葉が出てるんですけども、これどう違うのかなというのは、どういうふうに理解したらいいんでしょう。

○副大臣(尾辻秀久君) 正直言いますと、私もいささか混乱をしそうなんでございます。貨幣とか通貨とかというのは、通常は私たちが話をしますときには同じ意味で使います。

そこで、混乱のないようにお答えしたいと思うんですけれども、通貨が一番大きな言葉の意味であります。そして、この通貨の中にお札、紙幣、この日本銀行券が一つある。それからもう一つ、貨幣があります。この貨幣の方がコインの意味であります。この両方、こういうふうに呼んでおるところであります。

○峰崎直樹君 分かったような分からぬような感じがしますが、理解をしておきます。

さて、若松副大臣、結構でございますので、委員長、もう若松副大臣は結構でございます。

○委員長(山下八洲夫君) 結構でございます。

○峰崎直樹君 それでは、この機会といふことをおかりしまして、G7から帰つてこられました塩川大臣にお聞きをしたいわけですが。

G7に行かれる前に随分新聞記者の皆さんに相

当かなり、例えば格付機関に対する相当な批判を持つていらっしゃるとかいろいろ思いを持つていらして、例えばIMFが、あのときは何でしょ

うか、補正予算だとかあるいは金融機関に対する公的資金の投入とか、そういうことまで言及され

たことに対して相當な御不満を持ちながらG7へ行かれたわけですが、G7へ行かれて、日本に対

する経済問題、とりわけ金融機関の不良債権問題や構造改革については大臣はどんな発言をされ

ましたのは、まず、日本経済の戦後最悪のリセッショングの中にあると、深刻な事態であるというこ

のか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) G7で向こうが言い

ましたのは、まず、日本経済の戦後最悪のリセッショングの中にあると、深刻な事態であるというこ

とは言いました。それから、銀行セクターについても、適切な場合には対象を絞った公的資金の注

入も必要なんではないかということを、G7の中ではケーラーという専務理事がそう言つております。

それから、金融政策は、更に一層の金融緩和を図つて一刻も早くデフレの圧力から解放されるべきであると言つている。財政政策につきましては、財政スタンスを今後ともおむね維持して、スタンスを維持しようと。ただし、財政の運営によって経済の活力化を積極的に進めるべきでは

ないかと。また、この財政の中で、特定財源の廃止、公営企業や健康保険制度の改革といった政策は是非強力に推進してもらいたいということを

言っております。

それから、政府債務の維持可能性に対する懸念、いわゆる国債の問題でございますが、金利の急上昇に対し脆弱なものがあるということを指摘しております。

それから、企業リストラにつきまして、早急ないわゆる不良債権の処理、不良資産の処理とともに積極的に改革をしてもらいたい。同時に、規制緩和をもつとスピード化に緩和していく必要があるのではないか。

それから、最後に言いましたのは、円安はおおむねアジア地域における、日本の経済の状況を見

るに、円安が進行しておるが、円安はおむねアジア諸国としては対処可能な範囲であると思って

いるのではないか。だから、最後に言いましたのは、円安はいつまでも維持されるべきものではない。けれども、円安が日

本における持続的成長を回復するための包括的な構造政策、マクロ経済政策によりもたらされる場合、中期的にはアジア経済、アジア地域の経済

問題にちょっとと移っていくと思うんですね。

○國務大臣(塩川正十郎君) まず、三つの格付機関に出そ

すのか、その点はちょっとと明らかにしていただきたい。

○峰崎直樹君 財務官。

○國務大臣(塩川正十郎君) 財務官でございます。

相手は民間会社でございますし、政府じゃございませんので、これに対しましては私直接が答える必要もないだろうと、財務官が質問をする

こと十分だと思っております。

そして、内容につきましては現在、これは国際的な問題になることでございますから、慎重に

質問要項、意見書の中身を詰めておるところございまして、近いうち発送する予定です。

○峰崎直樹君 内容は近いうちというしかおつ

なと思ったんですが、まあいいでしよう。

実は、その前に……

○國務大臣(塩川正十郎君) 時間がないから……

○峰崎直樹君 まあ分かりました、分かりました。時間がないからといって、やっぱり……

○國務大臣(塩川正十郎君) G7でどういうことが言われたかと言うから……

○峰崎直樹君 こちらのやつぱりしっかり質問に答えてくださいよ、質問していることに……

○國務大臣(塩川正十郎君)いや、だから、簡単

に答えるとは言つたんじゃないですか……

○峰崎直樹君 まあ、いいです。

そこで、格付機関に対して四月十九日に相当、スタンダード・アンド・プアーズだとあるいは

ムーディーズだとかフィッチだと、特に外国の格付機関に対して相当怒り心頭に発してはいた

あの記者会見をやっておられますね、一々読み上げませんけれども。その中で、この格付機関に對して意見書を出したいたい、こうおっしゃられているんです。

それから、企業リストラにつきまして、早急ないわゆる不良債権の処理、不良資産の処理とともに積極的に改革をしてもらいたい。同時に、規制緩和をもつとスピード化に緩和していく必要があるのではないか。

それから、最後に言いましたのは、円安はおおむねアジア地域における、日本の経済の状況を見

るに、円安が進行しておるが、円安はおむねアジア諸国としては対処可能な範囲であると思って

いるのではないか。だから、最後に言いましたのは、円安はいつまでも維持されるべきものではない。けれども、円安が日

本における持続的成長を回復するための包括的な構造政策、マクロ経済政策によりもたらされる場合、中期的にはアジア経済、アジア地域の経済

問題にちょっとと移っていくと思うんですね。

○國務大臣(塩川正十郎君) まず、三つの格付機

機関に出そ

すのか、その点はちょっとと明らかにしていただきたい。

○峰崎直樹君 財務官。

○國務大臣(塩川正十郎君) 財務官でございます。

相手は民間会社でございますし、政府じゃございませんので、これに対しましては私直接が答える必要もないだろうと、財務官が質問をする

こと十分だと思っております。

そして、内容につきましては現在、これは国際的な問題になることでございますから、慎重に

となので、竹中大臣にも来ていただいておりますが、経済財政諮問会議では一体今、もう時間も非常に少ないので、この六月に向けてどんな論議をしているのかな。

それから、塩川大臣のところは、政府税制調査会は減税をしようとしているのか、どういう改革をされようとしているのか。どうもそこら辺り

が、時には課税最低限を下げるというと、これは増税になるなどか、塩川大臣だったら、今度は消費税の益税だとかいろんな問題を入れる。たゞこの税は来年は是非上げるぞとか、増税含みの話をされてるし、これは一体全体どうなっているのかなというのが多く分からぬわけです。

そういう意味で、この機会に、余りもう時間ありませんから、私も連休後にまた、税制は連結納税という大きな問題が控えていますから、そこで本格的に議論したいと思うんですが、そこで竹中大臣、六月に向けて今は経済財政諮問会議はどんな議論をしていて、どういうことを今目標にやるうとしておられるのか、総理はどんな決意をおられるのか、竹中大臣はそれをどう進めようとしているのか、その辺り、手際よくちょっとお話ししいただければと思います。

税の論議でありますけれども、今まで議論しているのかという御質問に対しましては、民間有識者議員から論点の整理を行つてもらつたということです。ところであるということであります。その論点の中で、したがつてその方向でありますか、どういう議論がなされているのかということに關しましては、今、峰崎委員、幾つか税目を挙げましたのが、税目の検討とかそういう細かい議論はもちろんで、行っておりません。

側面を見てている我々としましては、財政の健全化にも十分な注意を払わなければいけない。当然でありますから、それについては十分な責任を負わなければいけない。その制約の中でどのようなチョイスがあるかということを正面これから方向として検討する段階にある。今、経済財政諮問会議での議論は、したがってそういった問題点ないしは論点の整理を行ったところだということになります。

○峰崎直樹君 そうすると、もう時間もありませんからお聞きしたいのですが、私は実は、前の宮澤大蔵大臣、当時、その当時この場ですつと議論していたときに、経済財政諮問会議ができる骨太な政策が出てくると。

その骨太な政策の中身というのは、私もあるとき、宮澤財務大臣とのやり取りを聞きながら私が非常に感じていたのは、国と地方の税財源配分つまり分権化に対応した税源はどうあるべきか、それから社会保障と国の税財源の関係はどうか。つまり、地方政府と中央政府、それから社会保障基金政府、この三つの政府の間をどういうふうに組み立てていくのかということが実は非常に重要なポイントで、今論議はやがてそういうところへ進むはずですが、こういう話だったんですね。

今のお話を聞いてみると、経済の活性化、つまり当面のデフレ対策とか、経済はある意味では順調に軌道に乗せようということいろいろ努力されているんだろうと思うんですが、私は、何だからそういうところにだけ目がいつちゅうと、経済財政諮問会議は個々の税目で議論するんじやないよ、将来の骨太のものをやっていくんだよということになると、そのところに切り込んでいくようなものを出さなければ国民全体が、つまり将来の、構造改革が進めばどんな社会になるのかということになると、その柱が定まってこないんじゃないかという気がしてならないわけです。

その点がどうなっていくのかなということと関連して、もし御意見があればその進捗状況もお聞かせ願いたいんです。

○國務大臣(竹中平蔵君) 実は、峰崎委員、今までおっしゃつてくださつたと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君)　まだ実は、骨子そのものをどのようにするかということは、内容そのものをかなり規定することになりますので、骨子の案というようなものをまだ経済財政諮問会議でたずねてはおりません。

どういうことを深めていくのかということに関連しては、正に今、委員御指摘になったように、国と地方の税源配分の基本的な方向をどのように考えるべきなのか。まず、歳出全体との関係をどうに考えるべきなのか、社会保障との関係をどうに考えるべきなのか、これが経済財政諮問会議が答えるなければならない非常に骨太の正しく重要な問題だと思っておりますので、五月にはどういった問題を一つずつ議論を深めていくと、そういうプロセスを考えております。

今の中では論点の整理をしたというふうに申上げましたが、論点の中に今申し上げたようなことは明記されております。

○峰崎直樹君 そうすると、六月に経済財政諮問会議が答申、事実上まとめ上げられる、予算編成の前にから多分まとめ上げられるんだろうと田中さんですが、その中では、そういう将来の税制構造といいますか、その中では、そういうものは、基本的な枠組みはもうまとめて出せるということなんでしょうか、この六月までに。

○國務大臣(竹中平蔵君) これは全省庁を巻き込みます非常に大きな問題でありますから、大変困難な問題であるということは承知しておりますが、そういう大きな方向性に触れないで我々経済財政諮問会議の役割を果たせないというふうに思つております。時間的制約は大変大きいですが、大きな方向性については、今申し上げたような重要な問題についても是非議論をしたいと思います。

○峰崎直樹君 そうすると、今度の六月は、時間の関係もおっしゃっていましたけれども、六月についてはどんなことを重点的に経済財政諮問会議では答申をされていくことなんでしょう。ちょっとそこの中身が分かれれば、骨子だけでも構わないんですけども。

○國務大臣(竹中平蔵君) まだ実は、骨子そのものをどのようにするかということは、内容そのものをかなり規定することになりますので、骨子の案というようなものをまだ経済財政諮問会議で打ち合わせておりません。

したがいまして、委員の御質問に今ちょっとお答えすることはできないのでありますけれども、私自身は今のところかなり幅を持った見なればいいだと思っておりますが、時間をおいて、時間の制約がもうありますので、五月に入らましたら、そのような方向性、骨子のようなものも明示的にしていきたいと思います。

○峰崎直樹君 五月になつてそういう骨子ができる議論するということは、六月には、ある意味では精密なといいますか、我々が求めているよくなつてしまつて、つまり来年度以降、例えば社会保障制度はこう変わるとか、税財源の関係はどうなるかということについてのかなり細かいところはやっぱり山てこないのかなという感じがするんですが、それを将来像というのは、じゃ、六月ではなくていつぞろめどにされているんでしようか。いわゆる我々がを目指す将来の中央政府、地方政府、社会保障政府の三つの関係についてのいわゆる「税制上」、「税を中心とした対応」ですよね、そういうものはいつぞろめどにその将来像を確定していくたいとお考えになつておられるんでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) これは、例えば地方への税源移譲の問題一つ取りましても、その受皿となる地方自治体をどのように作っていくのかというような一方で大問題があります。そういう制度そのものを作っていくというのは、これは一朝一夕でできることではありませんから、これは時間をかけて少しずつやっていくしかない問題だと思います。

しかし、全体としてどのぐらいのタイムスペードのような、制度改革も含めて、改革を進めていかなければいけないかという大きなチャートは、やはり今回の六月中で示したいというふうに思っています。

○峰崎直樹君 改革工程表を税についても作られていますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは工程表のイメージの問題だと思います。昨年十一月に作りました。

工程表というのは、五百の項目を挙げまして各省庁から極めて細かいもの寄せ集めた。そのようなものを作るということはイメージしております。

しかし、今申し上げましたように、様々な制度改革をこれは時間を掛けてやっていかなきゃいけないものですから、そういった非常に目の粗いものになると思いますが、大きな流れといいますか政策のシークエンスというか、そういうものは、これは税制だけではなくて、活性化のための規制改革とか、そういうことを含めて是非何らかの形で明示したいというふうに思います。

○峰崎直樹君 大臣、もう四十分になりましたので結構でござります。ありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君) 竹中大臣、御退席いただいて結構でござります。

○峰崎直樹君 塩川大臣にお聞きします。

もう時間も余りありませんので、今後、二〇一〇年ごろをめどに減税先行を認めるという議論をされました。記者発表に載っております。そうすると、今年度、税制改革、税制改正を例えればあります。それで、この間には、例の三十兆円の、いわゆる今年度の予算における国债発行の上限枠というもの、この問題と絡んでまいりますね。そうでなきや、またまちましたものじゃ、それこそ、大臣、何かどこかでおっしゃっているんですね。いや三年間ぐらいは十兆円ぐらい減税したらえよというような非常に威勢のいい発言もされたやに聞いておりますが、これは決して記者会見の発表じゃありません。

そうすると、そういう減税先行を認めて、いや十年間のタイムスパンで二〇一〇年でプライマリー黒字になりやいいよと、こうおっしゃっています。その辺りは、非常に減税のときもそうなんですが、これだけ七百兆近く国债、地方債の累積債務が生じてきたら、國民が、これは将来増税になるよと。例えば、所得税あるいは消費税といった基幹税を本当にこの機会に減税してもいいと、そういう考え方をお持ち

たということですから、当然これは従来の小泉内閣の三十兆円枠とどうもぶつかってくるのかな。いや今年度はやらないよと、もう補正予算も組む予定はないよと、こういうことなんでしょうかね。

その辺りは非常に重要な私、ポイントだと思っていますので、その点、明確にしていただきたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) それはもう一番大事なところなんですよ、峰崎さん。そうです。そうなんです。それを僕は昨日も財政諮問会議で言っているんです。私言つたのはそういうことなことです。諮問会議というのは基本的な理念と方向を決めるだけであって、細かいことはちゃんとみんな議論しておったってまとまらぬから、それは総理指令で、指名でどんどん下へ下ろしてくれと言っている。それをぐちゃぐちゃやつているものだから全然結論が出てこないでしょ

う、これ。ですから、税制改正をする場合におっしゃるとおり、これから財政をどうするのかということと併せて考えてくれと。そして、その上になってくると、制度改革があるから、制度改正の問題点を下へ同時に下ろしてくれと。そういうふうに思っているわけですね。

○峰崎直樹君 いや、单純な話なんですが、私も前回の質問のときにもお話ししたように、減税、先やつていいよと。その代わり二〇一〇年までに

改定の問題点を下へ同時に下ろしてくれと。そういうふうに思っているわけですね。

私が言つておるのは、減税あるあると言つてい

るんじゃなしに、そういう場合には減税が先

に行することもあって構わない。その代わりに一定期間内に収支をきちっと整えるようにしてくれと、こう言つておるんです。私の言つているの

ことはどうにもならぬじゃないかと。だから、減税をする、あるいは、減税じゃない、税制改正をする、そうするとそれの財政との関係をどうするか。そうすると、財政の改革をするとするならば、それに対するいろんな諸制度の改革をどうするか、こういうふうな問題点を出して下へ下ろしてくれる、こう言つておるんです。

○峰崎直樹君 そこまでおっしゃるんだったら、先やつていいよと。その代わり二〇一〇年までに

は増減税中止だよと。

今日、竹中さんもうおられなくなつたんです

になるわと言つていて、じゃ本当にそれが消費に回るかと、これはもう回らないですね。やがていつか増税で取り戻されるわと、こう思つていていますので、その点、明確にしていただきたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは何遍も言つていますが、その諮問会議の方では、その基本的な意味で、今おっしゃられた中で心配なのは、減税、先やつていいよと、その代わり二〇一〇年ではプライマリー黒字にしてくれよなど、この絵をどういうふうにこれからかけるのかといふことなんです。それと同時に、これは本当に政治的にも担保できるということを塩川大臣、責任持てますか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは私一人の責任じゃありませんよ。だからこそ経済諮問会議でそれをしっかりと議論してくれと言つているんです。それが、減税の論点整理やと、こう言つて世界各國がこれ聞きますよ、日本の将来、方針どうだ。減税の論点整理で終わってしまうよう

ことではどうにもならぬじゃないかと。だから、減税をする、あるいは、減税じゃない、税制改正をする、そうするとそれの財政との関係をどうするか。そうすると、財政の改革をするとするならば、それに対するいろんな諸制度の改革をどうするか、こういうふうな問題点を出して下へ下ろしてくれる、こう言つておるんです。

そういう意味では今、塩川大臣の、恐らくG7に行かれて日本は何をやつているんだという冷たい視線を浴びて、きちんと具体的なことを出さないだろうと思いますから、これはまた連休明けにいともうサミットではもちませんぞということになります。

今日の因み記事で、今もおっしゃられたのは、多分そのことを恐らく塩川大臣はおっしゃっているんだろうと思いますから、これはまた連休明けに税制のことにについて引き続きまた議論をさせていただきたいと思います。(また同じ議論をやるんですけど)と呼ぶ者あり)いやいや、また同じ議論じゃありませんよ。まだ細かい問題がたくさん残つてゐるじゃないですか、約束したことで。しかも、竹中大臣、竹中大臣じゃないや、塩川大臣は、贈与税、相続税の問題とそれから年金税制と

なんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは何遍も言つてます。ところが、その諮問会議の方では、その基本方針が決まらないで税制の論点だとかいうところで動いておるから、だから下へ、私のところへ下りてこないから言つようがないじゃないですか。

○峰崎直樹君 やっぱり竹中大臣、本當にもうちょっと長くおついていただければ良かったなとつら怒らしく竹中大臣だけの責任じゃないんだろうと思うんですが、我々が見ていると、この一月から政府税調始まつて、経済財政諮問会議も始まつているんですよ。そうやって今我々に、私たちに向かって何か力んで発言されていますけれども、何をやつておるんですかと、政府税調も経済財政諮問会議も。まあ与党税調は別にしましよう。一体

全体どこまで議論して、どういう結論を出そうとしているのかということについて、我々野党には責任ないですよ、それはもう政府側が、与党側が、政府側がそこまで議論していく、この何か月間何をやつておつたんですかということになります。

の関係だと、細かいことをいろいろおっしゃっているわけですから、こういったことも是非お聞きしなきゃいけないことはたくさんありますので、是非それまた新たな観点からも論議させていただきたいと思います。

さて、残り少なく、全くなくなりましたので、最後に、柳澤大臣にお越し頂いたとしてあります。

一点お聞きしたいと思っておりましたが、まず最初に、昨日でしたか毎日新聞で、これは新聞報道しか私ども分からんと、与党の側が銀行の、ごめんなさい、銀行等保有株式取得機構というのを去年随分議論して作りましたですね。その中で、自民党内でどながやられているのか私も分かりませんが、自民党内、与党内で、事業会社が保有する銀行株も買取り対象にする、銀行株は市場からも買い取れるといったことを柱に拡充案というものが提出されるというふうに報道は伝えていりますが、これは正に自民党内のことでしょうから、これ率直に申し上げて、金融担当大臣としてこういうことが行われることについてはどんな御見解をお持ちなのか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 銀行の保有株式の買取機構、取得機構を作つていただきました。その趣旨は、銀行が持つてある株式の金額が相当にこれ上がりますもので、したがつて、非常に市場の価格変動リスクに大きくさらされることになると。それを、B.I.S規制等の改正も視野に置くと、早めにこれをもう少し縮減しておく必要があるということで、当分の間といふか、当面これをさせようと、こういうことをやりまして、それを義務付けるということになると、他方で放出株の市場に与える影響もあるということで、買取機構を置いていただきました。

しかし、そのときに同時に問題に、視野にあたるのは、当然持ち合い株の解消といふことでもあつたわけでございまして、この後者の持ち合い株の解消ということの視点に立った場合には、銀行の保有株の放出と対照的に今度は事業会社の保

有銀行株の問題もそこにあるということは、これはもう当然のことだと思います。最近に至りましたが、自民党を始めとして与党の方々の間に、この問題に何らかの対処をする必要があるのではないかと、こういうような御議論が行われるようになったわけでございまして、私どもともいたしましても、それはそれで、その理屈はその限りでは分からぬことありませんので、その議論の推移を見守っていると、こういうところでございます。

○峰崎直樹君 議論の推移を見守っているということなんですが、元々私たちは、こういう形で株式市場の中に入つていくということはある意味では、日本の従来の相互の持ち合い株というものの存在というのが日本にあるがゆえに、恐らくそういう一つの対策として打たれたんだろうと思うんですが、本来であれば、こういう市場メカニズムというものに対して、こういう保有機構を作つてそれに買取らせたりいろいろしたりする、しかもそのときには、いろんな八%のいわゆる出さないやいけないものを、今回は事業会社が出すときは、銀行株売るとときは出さなくていいとか、いろんな形で株式市場を、ある意味では市場メカニズムではない考え方をやっぱりここへ投入するということについては、どうも柳澤金融担当大臣は、やはりこういったところは市場主義といいますか、そういう考え方を強くお持ちの方にしては、ちょっと私、今の御意見聞いていて非常に残念だなという印象を持っているわけですが、こういうことはやはりあってはならないではないかなと。むしろ、銀行のROAとかROEを向上させながら、本当に株式市場が活性化していくという王道をやっぱりきちんと歩んでいくというのが筋ではないかなというふうに思つてあります。

その点を含めてもう一つ実はあつたんですけれども、ちょっと時間が参りましたので私の質問を終わらせていただき、今の点について何かあれらこそ今日の技術の鍛磨が出てきましたし、また国際的にも高い評価を受けたと、私はそう信じております。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 峰崎委員のお話と私は全く基本的に同じ考え方でおまりまして、私の下ではもう当然のことだと思います。最近に至りましたが、自民党を始めとして与党の方々の間に、この施設の展開も、そういうラインに外れないようになりますので、それを私なりの気持ちを、何ということことで進めさせていただいていると申します。

ただ、与党のあるいは自民党の皆さんのがいろいろ心配しているいろいろ施設を検討される段階でござりますので、それを私なりの気持ちを、何ということでお持ちつつ見守っているということを先ほど申し上げた次第でございます。

○峰崎直樹君 終わります。

○山本保君 公明党的山本保です。本日は、短い時間でありますけれども、独立行政法人造幣局法案、そして国立印刷局法案について何点か少し確認をしておくような質問をさせていただきます。

最初に塩川財務大臣にお聞きしたいんですけども、明治以降といふんでしょうか、大変長い間

この二つの仕事が日本の通貨の安定を担つてきましたが、この二つの仕事が日本に非常に高い評価を外国からも、紙幣に関しても日銀券に関して何点か少し確認をしておくような質問をさせていただきます。

○山本保君 公明党的山本保です。

本日は、短い時間でありますけれども、独立行政法人造幣局法案、そして国立印刷局法案について何点か少し確認をしておくような質問をさせていただきます。

最初に塩川財務大臣にお聞きしたいんですけども、明治以降といふんでしょうか、大変長い間

この二つの仕事が日本の通貨の安定を担つてきましたが、この二つの仕事が日本に非常に高い評価を外国からも、紙幣に関しても日銀券に関して何点か少し確認をしておくような質問をさせていただきます。

○山本保君 公明党的山本保です。

本日は、短い時間でありますけれども、独立行政法人造幣局法案、そして国立印刷局法案について何点か少し確認をしておくような質問をさせていただきます。

○山本保君 公明党的山本保です。本日は、短い時間でありますけれども、独立行政法人造幣局法案、そして国立印刷局法案について何点か少し確認をしておくような質問をさせていただきます。

○副大臣(尾辻秀久君) 通貨は、国民が使用しようと思つて確実に存在しなければなりませんし、また、使用するときに偽物ではないという心

技術というものは絶賛をしておりましたですね。とても大きく評価してくれておりました。その点私たちも非常にうれしかったですね。印刷局の方もそうでございまして、過日申し上げたとおり心配していろいろ施設を検討される段階でござりますので、それを私なりの気持ちを、何ということでお持ちつつ見守っているということを先ほど申し上げた次第でございました。

ただ、与党のあるいは自民党の皆さんのがいろいろ心配していろいろ施設を検討される段階でござりますので、それを私なりの気持ちを、何ということでお持ちつつ見守っているということを先ほど申し上げた次第でございました。

○副大臣(尾辻秀久君) 通貨は、国民が使用しようと思つて確実に存在しなければなりませんし、また、使用するときに偽物ではないという心

配をせずに使えるものでなければなりません。こういうものであります。

が必要でござりますので、改めて申し上げますと、通貨の確実な製造の確保、通貨の偽造防止技術の維持向上が確保されることが不可欠でござります。このことに十分今後とも配慮してまいりたいと考えております。

し具体的にお聞きしたいんですか、ちょっと通達とは順序を変えますが、先に財務省の方に、担当の方にお聞きしたいわけですけれども、今、尾辺副大臣、また塩川大臣からもお話をあったたよに、大変重要な仕事であつてということでありましたが、外から見ておりまして、今まででは言はずらば日本の日の丸、そして旧大蔵、財務省といその中のお仕事をしていたのが、民間とは言いませんが、しかし大変民間色の高いものになってくると。

印刷、この印刷のことについて先にお聞きしますけれども、日本銀行が日本銀行券を発行すると、こうなっている。この三者の関係というのはこれまでとは何か変わったことになってくるのではないか。そのときに、従来とは違う関係が、今、尾辻大臣が言われたような通貨の安定性ということに何か問題を引き起こすんではないかという、ちょっと老婆心ながらそんな気がするわけでありますけれども、この辺の関係はどうになるか。いうふうにお考えでしようか。

日銀券につきましては、日本銀行と独立行政法  
人国立印刷局との間におきましては、従来同様、  
契約関係に基づきまして発注、納入が行われるわ  
けでございますが、独法国立印刷局法案におきま  
しては、財務大臣が日銀券の円滑な発行に資する  
ために製造計画を定めることになつております  
て、独法国立印刷局に対して当該製造計画にのつ

とった製造義務を課すということになります。これにより確実な製造を期することいたしております。また、財務大臣は、独法國立印刷局の中期目標を定めるに当たりまして、日銀券の製造に関する事項についてあらかじめ発注者たる日本銀行の意見を聴くことにしております。

このように、國の関与の下で、財務省、独法國立印刷局、日本銀行の三者の間で、通貨制度の安定の確保のために引き続き緊密な連携を図ること

となつてゐるわけでござります。  
○山本保君 局長、ちょっともう一言、じや  
ちょっとと細かいことをお聞きします。  
つまり、こういう田舎をするとなりますが、い

るんな、何というんですか、設備整備というよ  
なことを考えましても、ある程度以上のやはりき  
ちゃんとしたお仕事がありませんと、いざというと  
きに間に合わないんじやないかと思うんですが、  
今、大変景気悪くなっておりますよね。こうなり  
ますと、日銀券の発行というのも相当減っている  
んじやないかなとちょっと危惧するわけですが、  
その辺の心配はありますんでしようか。  
○政府参考人(寺澤辰鷹君) そういったことも踏

まえまして、中期目標を策定するに当たりまして日本銀行から意見を聴取することにしておりますが、そういった日銀の意見も踏まえまして、製造体制や製造量等も中期目標に盛り込まれることになると考えております。

○山本保君 それでは、同じ質問を、日本銀行の今日は発券局長さんにわざわざおいでいただきましたので、日本銀行の側から見まして、今、財務省のお答えがありましたが、確認の意味でお聞きしたいと思います。

○参考人(秋山勝貞君) お答えいたします。  
日本銀行は、これまでも財務省理財局及び印刷新局との間で緊密な連携を取りながら日本銀行券の発行を行ってまいりました。こうした三者の関係につきましては、印刷局が独立行政法人となつた後でも基本的に変わるものではないというふうに認識しております。

○山本保君 秋山局長、もう一言、じゃちょっと立ち入ったことをお聞きしますが、今、発行の枚数のことなどをちょっとと局長に、財務省にお聞きしたんですけども、何かそのときの、言わばお金でしようか、利益率というようなものがあるて決められているということで、それはずっと一〇%で来てたという資料をいただいているんですけれども、何か最近それが八・五%というふうに下がったというようにもお聞きしているんで

この辺は、もちろん対等な契約といいますか、  
話合い若しくは財務省が入って決められたことだと  
とは思いますけれども、何かその辺、独立行政法

人になつて、今までよりも立場が行政法人側が弱くなるというようなことはないのかなという気がするんですが、いかがでしよう。

○参考人 秋山勝貞君 私どもからいたしましても、印刷局の経営基盤の安定ということは必要であるということは十分に認識しておりまして、そういうしたこと、独立行政法人化になった後も、財政局それから印刷局と協議をさせていただきました。いというふうに思っております。

○山本保君 どうぞよろしくお願ひいたします。  
次に、もう一つ印刷局について、大事な仕事として官報の編集、印刷及び普及というのが法に決められておりますので、ちょっとこれについてお聞きしたいんですが、私の通知は先走った電子媒体

体化のことがちょっとお聞きいたします。  
提の方をちょっとお聞きいたします。  
ほかにもいろんな、切手を印刷したりとか印紙  
ですか、そういうお仕事があると思いますけれども、やはりその中では、私ども国会においても

紙でも、官報というものはこれは一番重要な役割を果たすものではないかなという気がしておりますけれども、この辺は、独立行政法人化して、この印刷局が官報を印刷するというこの体制については変化があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 官報は、言わば国の機関紙でございますから、当然、今後とも発行は国に

○山本保君 それでは次に、造幣局に関連する点  
今後とも、官報が法令の公布を始め、国の公  
告、公報という重要な役割を確実に果たすことが  
できるように措置をいたしているところでござい  
ます。

○山本保君 おいて行います。その編集、印刷、販売といった  
ような官報業務につきましては、これも従来同  
様、独法國立印刷局に行わせることといたしてお  
ります。

をお聞きしたいんですが、これは一点だけです。  
財務大臣にお聞きしたいんですが、いわゆる記  
念硬貨というんですか記念貨幣というんですか、  
今度ワールドカップにも出されるというふうに聞

いておりますけれども、いろいろ教えていただきま  
すと、諸外国では非常にいろんな形で、もう少  
し柔軟にといいますか、数多く出している国が多  
いようであります。日本の法律、貨幣法ですか  
うの五条には、国家的な記念事業に当たつて  
と、こういう非常に、何といいますか、重い言葉  
でその条件が書いてあるようであります。  
ただ、現実にはいろんな形で出ているようであ  
りますが、大臣、ひとつことは、多くの國

家的な記念事業というのを何か狭く解釈するよりは、私はなるべく広げて解釈をしてたくさん発行できるようにした方がいいのではないかなどいう気がするんですけれども、大臣、いかがお考えで

○国務大臣(塙川正十郎君) 私も山本先生の意見に賛成ですね。もっといろんなものを出してくれたらいいと思っています。

のみに限定しておりますけれども私は、独立法人になるのを機会に、もっと記念貨幣のようなもの、あるいは工芸品としての値打ちのあるようなものをどんどんと発行してちょっとはもうけてくれたらえんやがなと思うんですけれども、それは今後とも指導と努力を努めていきたいと思っております。



○大門実紀史君 法案ありますので、これぐらいにしておきますけれども、何かの拍子に思い出すこともありますので、あきらめないで資料を是非見ていただきたい、記憶の回復に努めもらいたいというふうに思います。

いずれにせよ、我が党はこの機密費の実態を国会と国民に公開すること、あるいはこういう私的な流用あるいは国会対策費と言われるような党略的な使い方はすべきでないというふうなことを既に申し入れてあります。が、そういう点で引き続きこの問題はやっていきたいと思います。

法案の方に少し入りますけれども、私の方で用意した質問はもうほとんど峰崎先生と見事にダブってしまいまして、どうしようかと思うですけれども、要するに、衆議院の議論を聞いても今日の峰崎先生との議論を聞いて、なぜ独立行政法人にするのかがやっぱりよく分からんのです。

この造幣・印刷事業の経営形態等に関する懇談会の資料を読ませていただきましたけれども、この懇談会の議論でも、どうしても独立行政法人化する必要性が分からぬといふ意見がかなり出でてまして、結論としてこう書いてあるんですね。どうしても独立行政法人化しなきゃいけない理由はもう一つ腹に落ちないといいますか、そういう意見が多いんだけれども、とにかく政府が、小さな政府に対するといふことが政策課題であるならば、経済的制約の次元を超えて対応しなければならないこともあるだろうと、その場合に関してはいろいろこういう条件が必要だといふうな懇談会の書き方になつておりますけれども、私も正にそういうことではないかと。

つまり、どうしても独立行政法人にしなければいけない決定的理由というのは何も見当たらないけれども、行政改革、行政改革という政府の掛け声があるものですから、先に独立行政法人ありきといいますか、とにかくそういう流れに財務省だけこたえないわけにいかないということで、どうも進んできているような気がします。

塙川大臣は衆議院の答弁で、独立行政法人化すれば何が変わるのか、何が良くなるのかというふうな我が党の質問に対して、自由に創意工夫が発揮されるとか、効率的になるというふうな抽象的なことを御答弁されているわけですけれども、そもそも効率性とか創意工夫というのは、別に独立行政法人じゃなくても、役所の仕事として国民の税金を使うわけですから、努めなければいけないことがなわけですね。それをこの独立行政法人化すればそうなるということに私はならないと思えますけれども、この造幣局、印刷局に関していえば、ちょっと具体的にお聞きしたいんですね。けれども、何が非効率だったのか、何が創意工夫を発揮されなかつたのか、それが具体的に内部的に何か問題になつたことがあったのか。あるいは外部から造幣局、印刷局の仕事についてそういう批判があつたりしたことがあったのか。外から言われてではなくて、内部的にといいますか、造幣局、印刷局がそうしなければいけないというようないふうに伺うんですけれども、そもそも、民営化とか小さな政府論とか、私たちは必ずしもそれは賛成ではありませんけれども、こういう議論の出発点になつているのが、効率化するためには、あるいは創意工夫も含めて、市場原理を導入すればそういうインセンティブが働くという議論がこの民営化議論の、あるいは独立行政化する議論のその根底にあると思うんですが、造幣局、印刷局の場合、独立行政法人になつた場合、どういふうに思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 御質問の趣旨に的確にお答えできるかどうか分かりませんけれども、今までおっしゃったことは、正にそういう問題があるとおもふ。そういう主体的な理由といいますか、そういうものがもつたのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 例えばとして申し上げますと、市場の価格動向を見ながら原材料を前倒しで調達できると、これが完全に市場原理と言えるかどうかというは御議論があるかもしれません。が、今のお答えで申し上げるならば、例えばそういうふうなことがありますというところでございます。

○副大臣(尾辻秀久君) 例えはこの報告書を、今引用されました報告書を読ませていただきても、肯定的意見と否定的意見があるわけでございますから、存在するということはそのとおりであると思います。

したがいまして、何をやるにしても必ずメリットとデメリット、これは人間のやることでありますから生じるでありますので、とにかく生き残るだけメリットを大きくして、デメリットを小さくしながら今度の改革を進めたいと私どもは思つておるわけでございます。

そこで、メリットの部分について申し上げさせたいと申しますと、その裏返しでありますから、リットの部分で申し上げさせていただきますと、今まで申し上げてまいりたことの繰り返しでもござりますが、

は、実はあそこは外注化をかなり進めしておりまして、アウトソーシング、民間委託をずっと進めておりまして、偽造防止とか特殊技術だけは保持して、かなりの部分をアウトソーシングして、職員を三千人から四百六十人に減らしているというふうなことで、そういう内部的なエージェンシー化をやっているんです。

先ほどちょっとちらつと言われたような気がしまって、どういうことでちょっとと言われたような気がしたんだいなことでちょっとと言われたような気がしたんだですが、こういうことを目指していかれるということですか。これから。今のところはいろいろはっきりしていませんけれども、これからはこういうことを目指すということなんでしょうか。

○政府参考人(筑紫勝彦君) ただいまイギリスのエージェンシーの例が出ましたので、どういう効果があるのか、イギリスの例でちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

イギリスのエージェンシー制度は、ただいま門先生御指摘のように、サッチャーポークの下で具体化されまして、政府の執行部門を政策の企画立案部門から分離をいたしまして、その上で執行部門が達成すべき業務目標を明確化する、そういうこととともに、自律的な組織運営を可能とするこのようないくつかの制度設計をいたしまして、そして行政サービスの質の向上と組織運営の効率化を目指すものであるというふうに承知をしております。イギリスの造幣局の場合でございますが、一九九〇年の四月一日にエージェンシー化されました。この造幣局の例を見ますと、具体的な業務達成目標を作成いたしまして、その達成に向けた自由度の高い業務運営、言わば経営の自由化といいますか、そういう自由度の高い業務運営を行いました。この造幣局の例を見ますと、具体的な業務達成目標を作成いたしまして、その達成に向けた自由度の高い業務運営、言わば経営の自由化といいますか、そういう自由度の高い業務運営を行いました。この達成度合いを公表するというよ

うなことによりまして、顧客に対するサービスの質の向上や造幣事業の効率性の向上といいうものが達成されているというふうに聞き及んでおりま

す。

以上でございます。

○大門実紀史君 私、聞いたのは、日本が今、独立行政法人化していくのは、このイギリスの方向なんですかと。つまり、一つはエージェンシー化のような形と、本体の中でもどんどん外注化してリストラを進めて職員を減らしていく、そういう方向を想定されているのかをお聞きしたんですが。

○政府参考人(筑紫勝磨君) 実際の制度設計の話でございますので、造幣局のような実施部門の方からお答えするのが適當かどうかはござりますけれども、実際に、今回の独立行政法人制度が設計されるに当たりまして、イギリスのエージェンシー制度というのが一つの参考になったということは私どもも承知しております。

○大門実紀史君 時間が少ないんで、要するに、何もよく考えていないと思うんですね。何も考え抜いていない。とにかく中央省庁改革、行政改革という流れに、この時の流れに身を任せて看板を付け替えて、とにかく財務省もボーズを示すというふうなことで、何も深く考えておられない私は別にイギリスのことを何も賛成いたしませんけれども、少なくとも考え抜いてやっていますよね。非常にあいまいな、いい加減な法案の提案といいますか、だとうふうに思っています。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御発言もないようあとは私、反対討論の方で申し上げますので、質問を終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御発言もないようですから、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案の三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大門実紀史君 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人関連三案に反対する討論を行います。

反対理由の第一は、今申し上げましたとおり、そもそもこの法案の目的、なぜ独立行政法人化にすることが必要なのか、この最も重要なことが、衆議院と本日の委員会の審議の中でも明確になっていないことあります。

今回の両局の独立行政法人化が、業務内容の在

り方の検討よりも、小さな政府づくりという政治的な要請に形式だけ同調しようとするものであることは明らかだというふうに思います。

二つ目に、通貨の製造に対して何よりも求められることは、国民による信認の確保と通貨の安定かつ確実な供給であります。こうした国民に対する責任を果たしてこられたのも、その経営形態が、そもそも国が直接事業を行う、そういうことによって保たれてきたことにはかなりません。

このことは、さきの懇談会報告でも、国民に信頼される通貨供給の基準の一つに、「国など公的機関がその権威をもって通貨を発行している」と

と明確に述べています。経済の状況に応じて安定的かつ確実に通貨を供給し、また、国民が真正な通貨であると信認する保証とするためにも、國の直轄、直接の事業として継続を図るべきであります。

以上申し上げて、私の反対討論を終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

まず、独立行政法人造幣局法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、貨幣回収準備資金に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

近年、我が国のセーフティネットが不安定であるとの多くの指摘がある。年金においては、平成十三年度以降に年金の受給を開始した者から厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的繰延べなどが行われており、年金の支給開始時期と定年制・再任用制等との整合性が不完全なことによる無年金期間の発生が懸念されている。また、高齢者医療制度においては、高額療養費限度額引上げの実施、上限額付きでの医療費一割負担の導入などが行われたが今後、上限額の撤廃などによる保険者の負担増加が検討されている。導入後間もない介護保険制度については制度上の課題が指摘されている。一方、生命保険会社の破綻による予定利率の引下げなどに加え、本年四月からは預貯金の保証額に上限を設けるペイオフが解禁されるなど、金融不安が生活を直撃している。

については、生活のセーフティネットを確立するため、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の経済生活の安定のため、金融のセーフティネットを整備すること。

金融機関に対する許認可・指導監督・業務の是正措置の指示等を適切に行い、生命保険・預貯金等に対する安全性を確立すること。生命保険・損害保険・預貯金など国民生活の基礎的経済基盤を国の責任により保護すること。